

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

e-mail koho-hoshinren@tulip.ocn.ne.jp

125 号

平成 25 年 9 月 18 日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

100万署名運動を成功させるため

患者さんに署名用紙を渡し協力をお願いします

代表理事 高橋養藏

患者が同意書を頼んでも書いて貰えない、同意書を貰って治療した後保険者に請求したら、受領委任払いは認めない、医師の治療と併用は認めない、医師の治療が行われていない…等々の理由をつけて、療養費を不支給にすることが現在増えています。皆さんご存知のように、健康保険法 87 条（療養費）では「保険者は、療養の給付・・・を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。」という条文になっていて、実際の運用は、厚生労働省の通知、通達で行われています。保険者の裁量でどうにでもなるというような内容です。

この状態を解決するには、健康保険法の中に、「はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧治療」を療養の給付（現物給付）にする条文を入れてもらうことが必要です。

法律を改正するのは国会です。これを行うのは国会議員です。100万署名という世論の力で国会議員に働いていただき法改正を実現させましょう。

100万署名と一口に言っても短時日にはできません。これから他団体にも協力を呼びかけ輪を広げなければなりません。一定の期間が必要と考えています。会員の中で、一人で、300名、500名と署名を集めている人も出ています。京都では、8月4日、街頭署名を行ったそうです。

患者さんに、協力を訴えれば必ず協力してくれます。患者さんにどんだんたのみましよう。

宮古市田老地区樫内仮設団地鍼灸マッサージボランティア活動の報告

武井百代

昨年お世話になった宮古市田老地区樫内仮設団地の現地仲介をしてくださっている方とのやりとりで、無理でなければ小規模にボランティアに来ていただけたらありがたいとの話があり、昨年活動したメンバーに確認を取ったところ、全員からよい返事がもらえたのでボランティアに行ってきました。

樫内仮設団地は盛岡駅（盛岡駅までは新幹線を利用しています）からレンタカーで山間部の国道を通って2時間以上かかります。

7月の訪問時は長雨の影響で涼しい気候、8月の訪問時は海辺の強い日差しで痛いくらいで暑さに慣れない仮設の皆様には堪えているようでした。

設置当初は80世帯の仮設でしたが現在は移転可能な方は移動され（新居が購入できた方が移動。もともと住んでいた所は建築禁止となり住めない。宮古市か岩手県が土地を買い上げるようだが話がはっきりしなくてなかなか進まない。）50世帯ほどの方がお住まいになっていらっしゃるということです。



樫内仮設団地は国道から奥に入ったところに位置し、スクールバスを停めない関係で子供のいない世帯でまとめている仮設のため必然と年齢層も高くなります。高齢化が進んでいるため、通院や買い物に不便を感じる方も多かったです。仲介者の方は宮古市社協の手伝いで透析患者の方の送迎をやっているとのこと仮設の方もよくご存じでした。

魚市場や加工場も整ってきたが仮設からの仕事に行く足が足りず稼働がうまくいっていないこと、建築

関係や観光関係の仕事も出てきているが休みなしや残業代なしというのもざらで労働条件はよくないところが多いようです。仲介者の方は40歳の男性ですが不条理に耐えて悔しさをエネルギーにしているようなものだとこぼしておられました。

震災後2年を過ぎ、昨年に訪れたときより眠れないという訴えが減りました。震災当時の話も話すときには落ち着いて平静に話してくださったりあまちゃんの批判（ドラマとして不自然なのであまり好評ではない・・・）や地域の面白い様々な方言を教えてくださいました。ただ高齢の方は廃用性症候群が見られるかたも多く、しびれを伴う坐骨神経症状、上腕部のしびれ、膝関節の腫れが多く見られ、震災後から不整脈や高血圧が起こったという方もいました。現在は病院や接骨院への通院もほとんどの方がしていますが症状によっては改善が難しいようです。

治療を行うと本当に喜んでいただきたくさん話をしてくれました。もみかえしも2件ほどあったようですが患者さんが翌日自分で話してまた治療を受けてくださいました。

復興は本当に長い道のりですが進んでおります。震災後より6回目の訪問となりますが訪れるたびに変わっています。三陸鉄道も見えました。（何本もないので運がよくないとみえない。）今後も心より応援してゆきたいと思いました。

今回治療の際のカルテの内容をまとめました。7,8月それぞれです。

2013/7/20 土曜 スタッフメンバー 武井 川西 山下 穴原

患者

性別・人数	年代	症状・愁訴 (カルテ上)
男性 4 名	60 代 70 代多く 30、50 代も	肩 8 首 3 腰 3 便秘 3 高血圧 3 膝 2 めまい 2 他 不眠、冷え、片麻痺
女性 9 名	60 代 80 代多く 40、70 代も	

2013/7/21 日曜

性別・人数	年代	症状・愁訴 (カルテ上)
男性 7 名	40 代から 90 代まで	肩 10 膝 8 腰 7 高血圧 2 冷え性 2 便秘 2 不眠 突発性難聴 ふらつき
女性 10 名	50 代から 80 代まで	

2013/8/17 土曜 スタッフメンバー 武井 草薙 山下 穴原

性別・人数	年代	症状・愁訴 (カルテ上)
男性 4 名	40 代から 80 代まで	肩 6 膝 4 腰 4 首 2 便秘 2 冷え性 2 高血圧
女性 8 名	60 代から 80 代 60 代やや多い	

2013/8/18 日曜

性別・人数	年代	症状・愁訴 (カルテ上)
男性 6 名	40 代から 80 代 60 代やや多い	腰 8 膝 5 肩 4 首 2 冷え症 2 他 便秘 不眠 肘関節痛
女性 8 名	50 代から 80 代 60、70 代多い	

カルテ上の記載部位からのまとめで 実際には肩 腰 膝がセットで不調を訴えられる方
肩症状は肩関節周囲炎で運動制限を訴える場合と 腕にしびれという形で症状が現れている場合とがありました。

腰も背部の筋肉痛から しびれを伴った坐骨神経痛症状などに分かれておりました。

震災後にガンや脳梗塞といった疾病を発症したケース、
高血圧や不整脈を発症したケースもありました。

年代や生活状況に応じて処置や 生活上のアドバイスを
行いました。

(整形外科や接骨院の通院継続)





3. 患者の立場から

同意書に関して、患者さんから寄せられた声をお届けします。

同意書の発行を依頼する前

- * 鍼灸にかかりたいと医師に切り出しにくい（医師の理解を得られるか不安）。
- * 病院に理学療法があるのに、別のマッサージ師にかかりたいと言い出しにくい。

依頼したら

- * 医師が発行してくれない
 - ・ 鍼灸／効果に疑問があると言われた→うまく説明できない
 - ・ 鍼灸／6疾患に当てはまらないと断られた→6疾患以外では何故駄目なのか疑問が湧いた
→医師に保険申請の仕組みをうまく説明できない
 - ・ マッサージ／病院内の理学療法を勧められた→それ以上強く言えない
 - ・ マッサージ／麻痺・拘縮に○をしてくれない→医師に保険のしくみをうまく説明できない
 - ・ 治療の結果の責任が持てないので発行できないと言われた
→医師との関係が悪化するのを恐れて発行してもらうのをあきらめた
 - ・ 医師会から止められていると言われた→それ以上強く言えない
 - ・ 発行までに2週間かかると言われ、指定日に行ったところ「発行できない」と言われてしまった

発行してくれる医師を探す

- * 発行してくれる医師を探すのが大変。時間がかかるのであきらめざるを得ない。

発行してもらった後

- * 発行料金がかかる→病院により料金が違うのは何故かと疑問がある（自己負担で3～5千円）。
- * 同意書の内容に不備があり、再発行してもらいに行く手間がかかった（保険申請の仕組みがわからず、発行時に確認できなかった）。
- * 変形徒手矯正術を受けているため、毎月同意書を発行してもらわなければならない。

その他

- * 体調が悪い、または高齢のため動けず、同意書をもらいに行くことが困難。



- * とにかく発行までの手間がかかる。すぐに施術を受けたいのに、同意書をもらえないと施術を受けられない、または保険請求が出来ない。施術をあきらめざるを得ない場合もある。
- * 医師は鍼灸・マッサージ治療の効果や保険申請の仕組みについて詳しく知らないということがわかった。自分でも保険のことは複雑でよくわからないため、医師にうまく説明できない。



鍼灸・マッサージに
自由にかかりたい
のに…なぜ同意書
が必要なの？…



東京オリンピック開催の裏で

橋本利治

暑い毎日が続きましたが、少し秋らしくなってきた今日この頃ですが皆様は如何お過ごしでしょうか。

今回の参議院選で「自民圧勝」と民意が示されあと3年間は国民の意思表示の機会もなくタカ派(自民党だけでなく)の思う方向に加速度的に進行していくように私には思えてなりません。

さてこの時期だからこそ各々が一体何が本当なのかを見極める目と思考方法を持つ必要があるのかなということで問題提起をしてゆきたいと思います。

問題が山積みされるなかで、東京オリンピック開催決定がなされました。

各新聞は開催決定に競うように報道しています。わたしもスポーツ大好き人間で毎週のように山に行っていて賛成であります。よく考えてみると「スポーツ大好き」ということと東京開催ということと別問題なのではないかと考えています。それはスポーツ好きであることがイコール東京でなければならないということとは限らないということです。

そこで東京でなければならないという時「日本」にこだわり、それがナショナリズムに発展し易いというカラクリがあるように思えてしまいます。

先日9/14(土)夕方日中台共同学者による討論会がネット上で開催されました。日本のコメンテーターの元内閣官房副長官補の柳沢協二氏が「ナショナリズムの扇動を利用して右傾化をあと選挙で勝利する手法は非常に危険」というような発言をされていましたが、今の状況はその通りでその一端を担っているのがオリンピック東京開催なのではないかと危惧をしています。そんなわたしは「非国民」と思うのですが、今だからこそ敢えて非国民でよいと思います。今非国民になることが愛国者であるという逆説的真理が通用することのほうが恐怖に思うのですがそんな逆転現象が招いているように思います。

その裏付けとして、IOC総会での総理のスピーチで福島の水汚染問題の質問に対して、「全く問題ない」「コントロールされている」と言っています。しかし汚染水はコントロールされていないから政府が税金を投入していくと、コメントしたばかりです、よく考えればコントロールされていないから政府が介入するということなのに明らかに矛盾しています。それなのにオリンピック推進派の方々はそのことを考えずに「万歳」を言うてしまう。そのことの方が総理の発言より恐ろしいことだと思います。

このような時、冷静になって歴史を振り返ることが大事なことであつて、負の歴史を繰り返さないためにこそその知恵が人類の進歩を促してきたのだと思うのです。

ドイツでは理想国家としてワイマール共和国が成立しましたが、その陰にかくれてドイツ国民がもろ手を挙げてユダヤ人排除に突き進んでいきました。少数の反対派は存在していましたが、国民の大多数はその少数派を無視してナチスの宣伝に流されていったという歴史を持っています。一方わが日本では近代史研究学者の保坂正康氏によると、「戦前の昭和16年ごろの日本の国民は大東亜共栄圏万歳、皇紀2600年万歳と雪崩をうったように盛り上がっていた、しかし19年ごろで敗戦の影が色濃くなると、わたしはこの戦争は反対だったとみんなが思うようになった、と戦後言論統制が解除されてから言い出した」と講演会で言っていました。昭和16年ごろは誰も言っていなかったのに……。ということです。昭和19年にそれに気がついても「時すでにおそし」だった

のです。

さてオリンピック東京開催に話を戻しますが今の状況が非常に似ているように思います。まるで同じではないのですが、政府が「ウソ」の報道（大本営発表）をあたかも本当のように流し、それを検証もせず鵜呑みにしてしまう国民がいて、そのような世論に同調しないものは仲間はずれ、またはイジメにあわせるという構図が同じだと思います。

そして一番恐ろしいのは「知らされなかったからしょうがない」ということなのです。知る権利があるにもかかわらず、その権利を行使しないで「知らなかった」と言ってしまうこと、そのことこそが考えなければならないと思うのです。

このことは今わたしたちがやろうとしている、鍼灸・マッサージを健康保険で誰でもが受けられるようにする署名運動にも通じることだと思っています。

国は国民の健康を守る義務があるにも関わらず、ある一部の健康の維持方法しか認めていない、理由として「財政がない」とか「科学的根拠がない」とかがありますが、「財政がない」というのは国の政策の失敗でありそれを反省することがないままです。「科学的根拠がない」というのは「科学」とは今の科学で「絶対安全」であった筈の原発科学でも安全でなかった、原発事故を考えれば科学自体が揺らいでいるのが現状です。わたしたちは健康を享受するためにあらゆる選択肢から自由に選択できる権利があることを主張することが必要なのだと思います。そして「だったら健康保険ではなく、自由診療でやればよい」という意見もありますが鍼灸・マッサージが社会的に認められるということは医療の一分野として健康保険適用の範囲に位置づけられることが大事なことなのだと思います。そして自由診療にするのか健康保険で受療するのかを患者さんが選択すればよいのであり、そのことを問題にするのは的外れなのです。

そしてこれは鍼灸師・マッサージ師だけではなくて、国家資格以外の施術者にも適用しなくてはなりません。われわれは特権階級ではなく上記のように考えるとヨガもあれば、整体もあるしそれを選択するのは患者さんの自由意思であるということです。わたしたちの今回の署名運動は鍼灸・マッサージにとどまることなく患者さんの健康権すべてに関わる大事な運動だとわたしは思っています。であるからこそその他の療法にも適用させるべき運動と考えなければならないと思います。それこそが患者さんに選択の自由を保障することになると思います。

以上オリンピック問題は鍼灸にもおなじ問題が存在するという観点から私論を述べてみました。異論・反論もあろうかとおもいますが、わたしの未熟な考えに反論していただければ幸いです。

*会員の黒川先生から、新聞記事のご紹介をいただきました。無資格施術に関しての内容です。

あばら骨折・脊髄損傷…マッサージ店「けが人」続々 背景に無資格施術



手技による医療類似行為に関する相談 (写真:産経新聞)

整体やマッサージといった医療類似行為について昨年度、国民生活センターと全国の消費生活センターに寄せられた相談が計1265件に上り、過去最多だったことが4日、分かった。相談は年々増える傾向にあり、中でも、「マッサージを受けたら骨折した」など身体被害を訴える相談が増加している。

「ブキッ」。埼玉県に住む60代の女性は昨年4月、近所のマッサージ店で1時間半にわたって全身の指圧を受けたとき、鈍い音とともに胸に激痛を覚えた。

息ができないほどの痛みだったが、数分で元に戻ったため、施術者に何も言わずに帰宅した。しかし、その夜に発熱して痛みが再発したため、整形外科で診てもらったところ、あばら骨の骨折と判明した。全治1カ月の重傷だった。

国民生活センターによると、平成19年4月～25年7月末、健康維持や疲労回復を目的とした器具を使わない手技での医療類似行為に関して計5752件の相談があった。昨年度は1265件で統計を取り始めてから過去最多だった。

この女性と同じように、体に何らかの症状が出たという相談は、19年度の115件から年々増加。22年度には199件になり、昨年度は257件で過去最多。今年度も7月末時点で57件とほぼ同じペースで推移している。約8割は医療機関を受診したといい、うち3割以上は3週間以上の治療が必要な重傷だった。

症状は骨折だけでなく、背骨を強い力で押されたことによる神経・脊髄損傷や、おきゅうでやけどしたという皮膚障害、関節を無理にひねられたことによる捻挫など。同センターには、「鍼灸院に治療費を払ってもらえないか」「慰謝料を請求したい」という相談がある。

なぜ癒やされるはずの場所で、身体被害が続出しているのか。同センターの担当者は「国家資格がなくても施術できる医療類似行為がある」と説明する。

医療類似行為の中で、国家試験があるのは、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復。その他の整体やカイロプラクティックなどは資格がなくても開業できる。相談の4割以上は、こうした無資格施術に関するものだ。無資格の施術所でも「マッサージ」という用語を使って宣伝する店は多く、資格のあるあん摩マッサージ指圧師がいる店との区別は難しいという。

同センターは、店に行く前の入念な情報収集や、体に異変を感じている場合には医師に相談することを推奨している

産経新聞 8月5日

『原発汚染水問題は重大事態』

東京オリンピックがきまり、どのテレビでもお祭りの報道が始まりましたが、本当にこれでいいのだろうか憂鬱な気分です。

福島原発の放射能汚染水の海への漏出事故は、原発事故収束の難しさを改めて明らかにしました。当然ながら海外からも注目されていましたが、この原発汚染水問題について、9月8日の国際オリンピック総会における安倍晋三首相の発言には驚きました。

「今までも、現在も、将来も問題はないと約束する。汚染水の影響は福島第一原発の港湾内 0.3 平方キロメートルの範囲で完全にブロックされている。」世界に向かい原発事故は存在しないかの発言です。

汚染水が地下水に混入して海洋へ流出していることを、東京電力が認めたのが7月の参議院選挙の直後です。この流出は現在もつづいており「港湾内 0.3 平方キロメートルの範囲で完全にブロックされている」などとどうして言えるのでしょうか。

8月20日には高濃度汚染水を保管するタンクから300トンの汚染水が漏れだし排水溝から海に流れ込んだとみられています。

汚染水濾出のため、福島のいわき漁協や相馬双葉漁協は、試験操業すら取りやめています。すでに事故から2年半を過ぎ、操業の見通しのまったくたたない漁業関係者の不安はどれほどのもののでしょうか。「状況はコントロールされている」「今までも、現在も、将来も問題はない」という首相発言は、事実を無視した驚くべき虚言と言わざるを得ません。

事故原発の炉心は、冷却を続けなければ自らの発熱で溶けだし、放射性物質の飛散、環境破壊となるため冷却水を入れ続けなければなりません。冷却水は核燃料を冷却して汚染水となり、破損した原子炉格納容器から漏れ出し、原子炉建屋など施設の地下に溢れ出しているのです。地下に溢れた汚染水に地下水が入り込み外部への流出が続いています。毎日400トン増える汚染水をタンクに移してしのいでいるのです。タンクから汚染水の漏れが見過ごされ、300トンもの汚染水が流出したのですから、このようなやり方は限界が目に見えています。



国は汚染水対策として、原発建屋周辺へ凍土による遮水壁を作り、建屋地下の高濃度汚染水への地下水の流入を防ぐ事業を国の予算で進める方針を明らかにしています。しかし、この案は、遮水壁ができることにより原発建屋周囲の地下水の水位が低下し、建屋内の汚染水が逆流し外部へ流出する危険から、一度検討されたが見送られたという経緯があります。

福島原発の現状は、原発の汚染水はコントロール困難、原発事故収束への作業は重大なピンチという感がある事態です。

海洋の放射能汚染防止は世界への責任です。原発被災者の賠償や救済そして事故収束作業など、事故を起こし実質的に倒産した東電がやる仕事ではないと思います。人命を奪う力をもつ放射能物質を閉じ込めるためには、人材も技術も資材も財政も原発収束へ集中する責任が国にあるのでしょうか。大半のテレビや新聞の報道は総理発言に誘導され、自主規制するのが現状の姿ですから、原発汚染水問題もわれわれが関心を高め注目し続けなければ実態が隠されてしまいます。監視のない権力は間違えるものです。こころして見守りましょう。

久下勝通





委任拒否の保険者・追加

三菱電機健保／富士電機健保／東京貨物運送健保（H25／4 施術分から）

* 122号でお知らせしたリストに追加して下さい。

質問コーナー

Q: 患者さんで「後期高齢者医療限度額用・標準負担額減額認定書」という保険証をお持ちの方がいらっしゃいました。「摘要区分」は「区分II」とあります。これで保険申請できるのでしょうか？



お答えします



回答は紙ベースの通信 125 号をご覧ください。

保険申請・豆知識

「退職者医療制度」

会社を退職した方が、医療の必要が高まる時期に国民健康保険に移ることにより国保の財源負担や加入者の保険料負担が過重になることを回避するために創設された制度。

一般の加入者の医療費は、加入者が納付した保険料と国の負担金などによりまかなわれていますが、退職者医療制度の対象者の医療費は、該当者が納付した保険料と社会保険からの交付金によりまかなわれています。

国保に加入していること・65才未満・厚生または共済年金を受けており加入期間20年以上または40才以降に10年以上ある事が加入の条件です。

自己負担金は原則3割。65才の誕生日の翌月1日からは「退職」からはずれ自動的に「国保」加入者に切り替わります。(70才の誕生日の翌月1日より前期老人となり、自己負担割合は通常1割に変わります。さらに、75才の誕生日から「後期高齢者医療」加入者に切り替わります。)

「退職者医療制度」の加入は自己申告制です。役所の該当課に届け出て下さい。

事務局で行っている申請業務の流れをお伝えします。

3日	月初めの申請書受付締切 申請業務開始
4日	1枚ずつ目視でチェック 逐次施術者に確認のTEL・FAX
5日	府中市×切 訂正または削除(総枚数約3000枚・職員7名)
6日	チェック後順次PCにデータ入力
7日	練馬区×切 保険者ごとに集計 データ入力終了後明細等印刷
8日	保険者の×切順に順次発送
9日	
10日	東京都医療助成・後期高齢者医療×切 USB等のデータ消し込み

これ以降、月半ばの申請書受付(1ヶ月遅れの申請となります)

保険者からの返戻処理

各種問い合わせ・保険者対応

15日頃 **USB・事務局通信などの返送**

28日頃 **支払い明細などの発送**

▼月末 **療養費の振り込み**

*会員の皆様の提出が3日の×切に間に合わなかった場合、1ヶ月遅れになることもあります。上記の様に保険者の×切が決まっているため、作業を遅らせることができません。ご了承下さい。

提出の早い保険者例

府中市	到着×切6日～8日(月による・前日に速達で発送する)
八王子市	到着×切6日
練馬区	到着×切7日(6日の速達)

遠隔地の後期 到着〆切 10 日（7 日に速達）

他、板橋区・杉並区など

年末はさらに早くなる可能性があります。別途お知らせいたします。

*確認の電話をした時に、速やかにご回答いただけない場合は翌月回しになる場合もありますので、ご了承下さい。電話が通じない時、確認事項の多いときはFAXをさせていただきますので、翌日にはご回答をお願いします。



今月から通信の発行とUSB・FD等の送付日が変わりました。

従来月末に発行されていた通信ですが、今月から月の半ばに発行することにいたしました。通信の送付とともに、申請書データを入れるUSBやフロッピーディスクも合わせてお送りします。この通信には、申請時に必要な新しい情報が掲載されていますので、翌月提出の申請書作成にご活用下さい。

出張サービス始めました

パソコンがうまく使えない

- ・パソコンは持っているのですがパソコンを使って申請書を提出したいが、パソコンの使い方がわからない。
- ・パソコンを使っているが、使い方がわからないので効率よく申請書が作れない。
- ・バージョンアップの案内が来るが、バージョンアップができない。
- ・医療助成、神奈川の申請書の作り方、受療者が国保から後期高齢になった場合の処理、複数施術月の申請書を一気に出す場合の方法がわからない など。

事務局には行けない

- ・デスクトップ型なのでパソコンを持ち出せない。
- ・自宅で教えてほしい などの要望に応えるため**PC有料出張サービスを始めました。**

条 件

- (1) 療養費ソフトの導入ができる実行条件が満たされていること。
PCの基本OS(Windows)及びプリンタが動作できる状態にあること。
インターネット接続は必須条件ではありません。
- (2) 申請書作成そのものは会員が行い、当会はそのための援助をします。代行入力ではありません。
- (3) PCの購入/設置、プリンタの購入/接続、インターネット環境の整備など、今後別途サービスを検討中です。

料 金

当会事務局（新宿）を起点に、15Km 圏内と 30Km 圏内の 2 パターンとします。30Km 以上は別途ご相談を。

基本は1回5,000円とし、下記オプションを設定します。(次ページ地図参照)

	出張料 (基本 1H)	時間外(夜8時まで)	休日(休業日)	延長(1H 当り)
15Km 圏	¥5,000	¥6,000	¥7,000	+¥1,000
30Km 圏	¥6,000	¥7,000	¥8,000	+¥1,000
30Km 以上	個別ご相談			

概ね下記圏内とします。

15Km 圏 東京都 23 区内、小田急線 登戸、東横線 武蔵小杉、田園都市線 溝の口、京王線 調布

30Km 圏 中央線 立川、京王線 高幡不動、小田急線 町田、東海道・東横線・京急線 横浜駅
東北線 大宮、総武線 津田沼、常磐線 北小金、東上線 ふじみ野、スカイツリー線 越谷



申請書ソフト 一部修正しました。

8月にリリースした R2.87 につき、下記の機能一部修正しました。(R2.89)

- 往療明細の利用パターンに応じて使い分けられるようにしました。

利用パターン1: 当会のソフトで往療明細表を作成する。

出発地の指定、往療距離（自動、手記入）、施術者の設定が必要になります。

利用パターン2: 往療明細は別途作成する、又は往療がない。

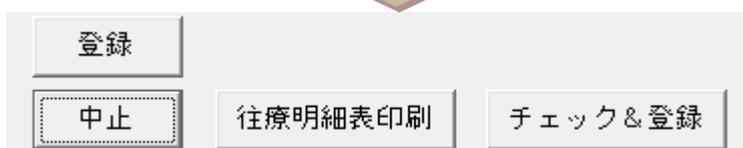
往療がある場合は、申請書画面で往療回数/距離を指定します。(基本/加算)

利用パターン2

往療明細の内容は入力不要です。
往療距離/回数は申請書画面で手入力します。
(往療欄のチェックはありません)

利用パターン1

往療明細の内容を申請書に自動反映します。
出発地/往療距離が空白の日があれば登録できません。

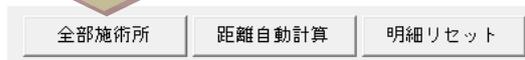


(施術/往療明細画面の登録ボタン)

- 出発地を「全部施術所」からのボタンを追加しました。

出発地すべてが「施術所」である場合、「全部施術所」で往療日すべてに「施術所」が設定できます。

施術所からしか往療しない場合の往療明細表の作成が簡単になりました。



- 国保/退職/組合/政管/共済/助成申請書の上部の表示を変更しました。

(25.8 請求分) → (H25.8 分) 請求月が、施術月に変更になりました。

療養費支給申請書 (あんま・マッサージ)

[国保]										H25.8 月分	
被保険者証等記号番号		被保険者氏名		保険者番号		1382					
				区市町村番号		801372					
療養を受けた者の氏名		性別	生年月日		続柄	受給者番号					
		男			本人						
業務上・外、第三者行為の有無		発病又は負傷年月日		発病又は負傷の原因及びその経過							
その他		S56/3/27									
初療年月日		施術期間		実日数		請求区分		転帰			
H23/03/03		H25/08/01 ~ H25/08/30		10		継続					

※ 重ね印刷で申請書を作成している場合、ベースとなる用紙が変更になっています。

希望者には今回の本誌と同時にバージョンアップモジュールを USB メモリで発送しています。

※ R2.87 の場合は、インターネットからバージョンアップできます。

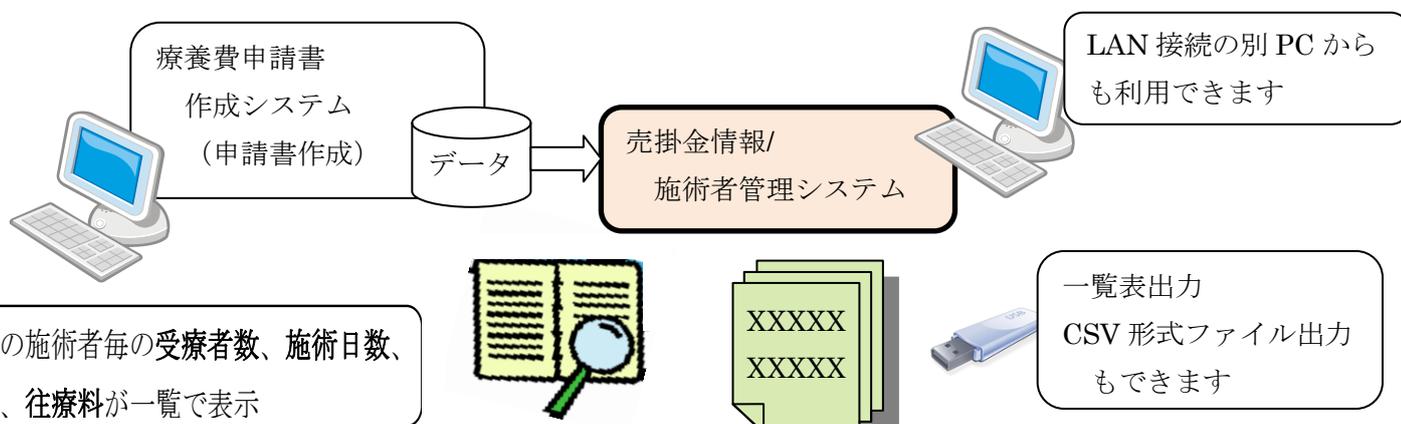
※ R2.86 以前からのバージョンアップは、CD-ROM(2000 円)又は USB メモリにて希望者に送付します。

売掛金情報/施術者管理情報機能リリースします。

毎月の売掛金情報や施術者毎の施術情報などを管理する機能を新たに提供します。

施術者が一人の場合でも、売上高、施術日の管理に利用できます

- ・ 月毎の売上げ情報、施術/往療情報が月毎に出力できます。
- ・ 施術者が複数の場合には、施術者毎に施術日、往療情報が得られます。



当分の「療養費ソフト」が稼働できる環境であること。(R2.87 以上必須)。

手書きで申請書を作成されている場合は利用できません。

- ・ WindowsXP、Vista、7 (Windows7 推奨,Windows8 は確認中)
- ・ 申請書ソフトと別の PC で使用する場合、LAN 接続されていることが必要。
LAN 接続については、PC のネットワーク知識が多少必要になります。
- ・ インターネット接続環境 (必須)

初期導入時は不要ですが、今後のバージョンアップはインターネットのみで行います。

- ・ CD-ROM (初期インストール時のみ) CD-ROM が使えない場合は別途ご相談ください。
- ・ プリンタ/USB メモリなど。必要な場合のみ。

2. リリース方法

希望者には、CD-ROM を提供します。(CD-ROM 2000 円)

(療養費ソフトとは別 CD-ROM になります)

3. 料金 (本ソフトはオプション機能のため、別途料金がかかります)

申請書請求後、支払い時に手数料 +0.2%

ただし、キャンペーン期間として、**約 1 年間オプション機能は無料とします。**

(事務手数料 4%)

4. 今後の機能追加 (予定)

- ・月別売上明細表出力機能
- ・指定請求月の申請書の一括印刷機能
- ・支給明細データによる入金管理機能

※ 「療養費作成ソフト」で作成したデータをもとに処理をしますので、返戻/取り下げなどの処理が正しく行われないと正しい情報が得られません。P Cには常に最新の情報を維持してください。

※ リリース当初は、マニュアル等まだ不十分な個所がありますので、出張インストール等個別対応します。

(当面無料、ただし概ね新宿から 30Km 県内に限ります、日時は要調整)

リリースは H 2 5 年 9 月予定

USB メモリ/CD-ROM でのみリリースします。

※ オプション機能のため、手数料等は別途必要になる見込みです。



10月の予定

1	火	
2	水	
3	木	申請書受付締切
4	金	
5	土	申請業務
6	日	
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	事務局通信投稿メ切
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	体育の日
15	火	
16	水	事務局通信・USBなどの発送
17	木	
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	事務局通信編集会議 10:00~/事務局会議 13:00~・保険学習会
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	NPO 理事会 14:00~
28	月	
29	火	支給明細などの発送
30	水	
31	木	療養費の振込

…休業日